

9 周産期医療体制

【現 状】

- 北空知地域の出生数は、現行の5市町となった平成22年には200人を下回り、その後、徐々に減少して年間180人前後の出生数となっています。また、合計特殊出生率についても、平成24年以降1.31で足踏みしており、平成27年には全道と同率となり全国の1.45を下回っている状況です。
- 低出生体重児（2,500g未満）の出生割合は、出生数が200人を下回った平成22年以降は概ね10%前後の割合で推移しています。
- 北空知地域の出生場所の状況は、平成24年4月以降は、その大部分が隣接する上川中部圏域の医療機関での出生となっています。
- 北空知地域における産婦人科医師数は、平成18年は2人でしたが、平成27年から不在となっています。

《出生数の状況と合計特殊出生率》

年		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
出生数(人)	北空知	194	193	167	180	188	183
合計特殊出生率	国	1.39	1.39	1.38	1.38	1.42	1.45
	道	1.26	1.25	1.25	1.25	1.27	1.31
	北空知	1.41	1.22	1.31	1.31	1.31	1.31

* 人口動態統計

《低出生体重児の出生割合》

年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
割合(%)	12.4%	8.8%	13.2%	6.7%	7.4%	10.9%
低出生体重児数(人)	24	17	22	12	14	20

* 人口動態統計

《道内の産婦人科・産科医師数の推移》

	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年
全道(人)	395	359	364	379	390	381	400
北空知(人)	2	2	1	1	1	1	0

* 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

- 道では、平成23年に「北海道周産期医療体制整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定し、第三次医療圏ごとに総合周産期母子医療センター（以下「総合周産期センター」という。）を6か所、第二次医療圏に地域周産期母子医療センター（以下「地域周産期センター」という。）を30か所認定し、整備計画を推進してきたところです。

《周産期センターの整備状況》

平成30年2月現在

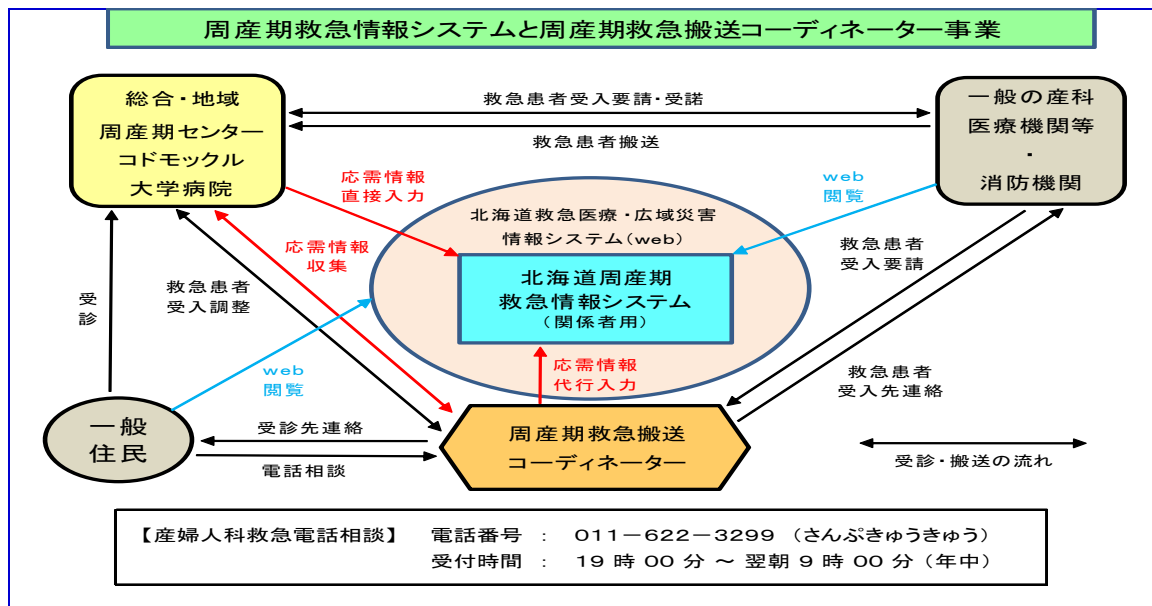
区分	主な機能	現状と課題
総合周産期センター	母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の提供	・第三次医療圏ごとに原則1か所 ・認定した6か所のうち、国の要件を満たす「指定」*1は4か所
地域周産期センター	周産期に係る比較的高度な医療の提供	・第二次医療圏に30か所認定（うち分娩休止：3か所）

- 北空知地域で産科・婦人科を標ぼうする医療機関は、深川市立病院のみであり、地域周産期センターに認定されていますが、平成27年4月から産婦人科常勤医及び小児科常勤医が不在となったため、分娩の取扱いを休止しています。
- 北空地域には、助産師外来*2を実施する医療機関はありませんが、深川市立病院では、産後ケア・育児サポート事業として、助産師による「育児相談サロン」を各市町と連携し、実施しています。
- 保健所、市町、深川市立病院及び隣接する上川中部圏域の周産期病院が連携して、早期支援を必要とする妊産婦に対し、積極的に支援を行う北空知養育者支援保健医療連携システム事業を実施しています。
- 北空知地域を含む三次医療圏（道央圏）の総合周産期センターは市立札幌病院ですが、隣接する道北圏の総合周産期センター（J A北海道厚生連旭川厚生病院）も多く利用されています。
- 道では、平成13年から北海道周産期救急情報システムにより、総合周産期センターなどにおける妊産婦や新生児の受入情報を各医療機関や消防機関等へ提供しています。
- 平成21年度から開始した周産期救急搬送コーディネーター事業では、北海道周産期救急情報システムの日々の情報更新、患者を搬送する際の医療機関、消防機関との連絡調整、妊産婦等からの病状や受診医療機関などについての電話相談を行っています。

*1 「指定」とは、総合周産期センターが、国の定める一定の要件（医療従事者や母体・胎児集中治療管理室（M F I C U）などの病床数）を満たし、北海道総合保健医療協議会の意見を踏まえ道が指定するもの。国の定める一定の要件を満たしていない医療機関については、その整備が図られるまでの間は「認定」として取り扱う。

*2 助産師外来：助産師が医師と役割分担しながら自立して、妊産婦やその家族の意向を尊重しながら、健診や保健指導を行うもの。

- 総合周産期センターでは対応が難しいハイリスクの胎児や新生児に対応するため、平成19年9月に開設した北海道立子ども総合医療・療育センター（コドモックル）を「特定機能周産期母子医療センター」として位置づけ、搬送患者の受け入れや全道の医療従事者等を対象とした研修会の開催などを行っています。
- このような状況を踏まえ、今回の道計画の策定にあたり、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づき「整備計画」を「道計画（周産期医療体制）」に一体化した上で、医師の確保や救急、災害医療など、他事業とより一層の連携を図りながら、周産期医療体制の整備に取り組んでいます。



【課題】

(1) 地域周産期センターにおける産婦人科医師の確保等

- 深川市立病院では、分娩の取扱いを休止していることから、再開に結びつけていくことが必要です。

また、地域周産期センターの機能が発揮されるまでの間、隣接する地域周産期センター等へのアクセスの確保が必要です。

【必要な医療機能】

- 周産期医療体制の構築に当たっては、総合及び地域周産期センターを中心として、三育大学の協力を得ながら、医療機関間の連携、第三次医療圏間の連携（広域搬送・相互支援体制の構築等、圏域を越えた母体及び新生児の搬送及び受け入れが円滑に行われるための措置）等を推進するとともに、これまでのハイリスク分娩などに対する取組以外にも、正常分娩等に対する安全な医療を提供するための体制の確保や周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できる体制の確保が必要です。

- (1) 正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携
- 正常分娩（リスクの低い帝王切開術を含む。）や妊婦健診等の分娩前後の診療を安全に実施できる体制の構築が必要です。
 - ハイリスク分娩や急変時には地域周産期センター等へ迅速に搬送が可能な体制の構築が必要です。
- (2) 周産期の救急対応が24時間可能な体制
- 総合周産期センター、地域周産期センターを中心とした周産期医療体制による、24時間対応可能な周産期の救急体制の確保が必要です。
- (3) 新生児医療の提供が可能な体制
- 新生児搬送や新生児集中治療管理室（以下、「NICU」という。）、NICUに併設された回復期治療室（GCU）及びNICU等の後方病室確保を含めた新生児医療の提供が可能な体制の構築が必要です。
- (4) NICUに入室している新生児の療養・療育支援が可能な体制
- 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・養育できるよう、医療、保健及び福祉サービスが相互に連携した支援体制の構築が必要です。
- (5) 周産期における災害対策
- 災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受け入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。

【数値目標等】

指標区分	指標名(単位)	現状値	目標値(H35)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
体制整備	分娩を取り扱う医療機関数(か所)	0	1	現状より増加	北海道医療計画(平成29年4月1日現在)
	産科・産婦人科を標ぼうする病院、診療所で助産師外来を開設する医療機関数(か所)	0	1	現状より増加	北海道保健福祉部調査(平成29年4月現在)
	地域周産期母子医療センター整備第二次医療圏数(医療圏)	1(休止)	1	現状維持(再開)	北海道認定(平成29年4月現在)

【数値目標等を達成するために必要な施策】

- (1) 地域周産期センターの整備
- 深川市立病院の分娩の取扱いが再開し、地域周産期センターとしての機能が発揮されるよう支援に努めます。
- (2) 搬送体制等の整備
- 北海道周産期救急情報システムや周産期救急搬送コーディネーター等を活用し、妊産婦や新生児のスムーズな周産期センターへの救急搬送体制の確保に取り組みます。

- 分娩の取扱い休止をしている地域周産期センターの機能が発揮されるまでの間、隣接する地域周産期センター等との情報共有や搬送体制の整備などのアクセスの確保に取り組みます。

(3) 助産師外来の開設等の取組

- 身近なところに産科医療機関がない地域における妊産婦や産婦人科医師の負担軽減につながることから、医療機関や関係団体と連携しながら、助産師外来や院内助産所の開設等を促進します。

(4) NICU等に長期入院している児童への支援

- NICU等に長期入院している児童の退院を促進し、NICU等の満床状態を解消するための地域療育支援施設運営事業や在宅への移行促進・保護者等のレスパイトのための日中一時支援事業などに取り組みます。

(5) 周産期における災害対策

- 災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や周産期母子医療センター等の連携体制の確保を進めるなど、災害時における周産期医療体制の構築に努めます。

(6) 妊婦への支援

- 北空知養育者支援保健医療連携システム事業により、妊娠中に早期支援の必要な妊婦に対する積極的な支援を行います。
- 子育て包括支援センターの効果的運営を促進します。

【医療機関等の具体的名称】

[高度な周産期医療を行う医療機関として北海道知事が指定又は認定した周産期母子医療センター]

(平成30年2月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	区分	指定年月日 (認定年月日)
道央	札幌	市立札幌病院	総合	平成18年1月30日
	北空知	深川市立病院	地域	(平成13年10月1日)
道北	上川中部	J A北海道厚生連旭川厚生病院	総合	(平成13年10月1日)

[産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関]

(平成29年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	病院	診療所
道央	北空知	深川市立病院※	-

※分娩休止中

【歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割】

- 妊娠は、ホルモン等の内分泌機能の生理的変化により、歯周病のリスクを高めることから、市町等と連携し、妊産婦に対して歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識や定期的に歯科医療機関を受診することの必要性を啓発するための機会の確保に努めます。

また、妊婦が歯科医療機関を受診した際は、妊娠週数に配慮し、適切な歯科医療の提供に努めます。

【薬局の役割】

- 妊婦等が医薬品を適切かつ安全に使用できるよう、薬局において、薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、妊婦等への適切な服薬指導などに努めます。

【訪問看護ステーションの役割】

- 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が在宅で療養・療育できるよう医療機関などと連携し支援を行います。
- 心身の疾病や障がいのある妊婦が不安なく妊娠期の生活や分娩ができるよう、医療機関や市町等地域関係者と連携し支援を行います。

周産期医療連携体制

